様式１（表）

令和　　年　　月　　日

駐車施設利用申込書

一般社団法人豊洲市場６街区物流施設管理協議会
代表理事　　早山　　豊　殿

住　所
（所在地）

氏　名
（法人名）　　㊞

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿＿＿

FAX 番号＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿＿＿

駐車施設の利用については、裏面の利用条件を承知のうえ、下記のとおり申し込みます。

記

項　目	内　容　※②以降にご記入ください
① 駐車エリア	４階　中央西
② 利用時間	午前　　：　　～午前　　：
③ 利用頻度	週　　回　（利用曜日　月・火・水・木・金・土）
④ 車種	1.軽自動車、普通乗用車　　2.貨物（2ｔ未満） 3.貨物（2ｔ未満ロング）　　4.貨物（4ｔ未満）
⑤ 車両番号	
⑥ 入場登録番号	

様式１（裏）

駐車施設利用条件

１．当法人は、利用者の申請に基づき利用券を発行し、駐車場所及び時間を通知します。ただし、当該利用券は駐車場の専有を認めるものではありません。

２．利用者は、駐車場の利用にあたって、当法人の定める６街区駐車施設管理規程を遵守しなければなりません。

３．当法人は、駐車場において他の利用者の積込行為が円滑に行われるよう、利用者間の駐車場所及び時間の調整を行います。

４．利用者は、前項の規定に基づき当法人より駐車場所及び時間の調整を求められた場合、特別な事情がない限り協力しなければなりません。

５．駐車施設に入場する車両は、当法人が交付した利用券または協定により所属団体が発行した利用券を車両に明示してください。

６．利用者は、駐車場を市場取引における業務用以外の目的で利用してはなりません。また、事前に当法人の承諾を得ることなく、第三者に利用させてはなりません。

７．利用料金は、前月２０日までに当月分の利用料金を納付してください。

８．駐車施設の利用を解約するときは当法人に対して解約月の１か月前までに届け出てください。

９．駐車施設の利用状況が不適切であると認めたときのほか、豊洲市場の施設管理ルール等に違反し、または虚偽の申請など不正な手段による利用が判明した場合は、直ちに利用を取消すことがあります。

10．万一、車両の接触事故等を起こしたときは、全て利用者が責任をもって解決してください。なお、利用者が故意または過失により、駐車施設及びその他の物件を滅失又は毀損したときは、その賠償をしていただきます。

11．東京都が行う市場整備計画等により駐車施設の利用変更がある場合は、その計画に従ってください。

令和　　年　　月　　日

駐車施設利用申込みのあった車両の駐車施設利用について、申込書のとおり承認する。

一般社団法人豊洲市場６街区物流施設管理協議会
代表理事　　早山　豊